

第4次比企広域市町村圏組合

地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)



令和8年3月

比企広域市町村圏組合

目 次

1. 基本事項

- 1-1 計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 1-3 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 1-4 基準年度と計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 1-5 計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2. 第3次計画の達成状況

- 2-1 温室効果ガス排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2-2 エネルギー使用量等の状況・・・・・・・・・・・・5

3. 削減目標

- 3-1 温室効果ガス排出削減目標・・・・・・・・・・・・6
- 3-2 エネルギー使用量等の削減目標・・・・・・・・・・7

4. 具体的な取り組み

- 4-1 取り組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

5. 計画の推進と進行管理

- 5-1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 5-2 計画の推進・点検及び実施状況の公表・・・・・・・・10

1. 基本事項

1-1 計画の背景

地球温暖化とは、地球の気温が長い時間をかけて少しずつ上がっていく現象のことで、主な原因は人の活動による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出といわれています。地球温暖化が進むと、気温の上昇だけでなく、大雨や強い台風の増加、農作物や生き物への影響など、私たちの生活にもさまざまな影響が出ると考えられています。このような問題に対応するため、日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、国や地方公共団体が温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、2050年までのカーボンニュートラルの達成に向けて協力して対策を進めることが求められています。

比企広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）においても、2014年（平成26年）4月に「第1次比企広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。その後、計画の見直し等をおこない、2018年（平成30年）3月に第2次計画を、2021年（令和3年）3月に第3次計画を策定し、環境に配慮した取組をおこなってまいりました。

第3次計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の結果を確認するとともに、国の動きなども踏まえ、引き続き温室効果ガスの排出削減と省エネルギーを進めていくため、令和8年（2026年）3月に「第4次比企広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

1 - 2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。

温対法第 21 条第 1 項の規定に基づく「地方公共団体実行計画（事務事編）」であり、都道府県及び市町村は、実行計画の策定が義務付けられています。

一部事務組合等の地方公共団体においても、地方自治法第 292 条の規定に基づき、都道府県及び市町村の規定の準用により、実行計画を策定しなければならないとされています。

1 - 3 計画の目的

本計画は、温室効果ガスの排出量を削減するために、職員による積極的な省エネルギーや省資源などの取組を推進することを目的としています。

1 - 4 基準年度と計画の期間

本計画は 2024 年度（令和 6 年度）を基準年度とし、計画期間（以下「第 4 次期間」という。）は 2026 年度（令和 8 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 5 年間とします。

1 - 5 計画の範囲

(1) 対象範囲

本組合のすべての事務・事業が対象となり、消防業務における消火活動、救急活動等も含まれます。

また、本組合から委託されて施設の管理、運営をおこなっている東松山斎場の指定管理者に対しても、温室効果ガス排出抑制の措置を講じるよう協力を求めます。

(2) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	排出される主な活動
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用、ガス(ガソリン、灯油、軽油、LPG等)の使用
メタン (CH ₄)	公用車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行

※ 温対法第2条第3項で定めている温室効果ガスのうち、使用状況を把握できる上記の二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)を本計画の抑制対象とします。

2. 第3次計画の達成状況

2-1 温室効果ガス排出状況

	R元年度 (基準年度)	削減目標	第3次計画 削減目標
排出量 (kg-CO ₂ /年)	1,013,866	基準年度比 △3%以上	983,450

第3次計画期間の目標は、令和6年度までに基準年度(令和元年度)比で温室効果ガスの排出量を3%以上削減することです。

表1 温室効果ガス総排出量の状況 単位：kg-CO₂

		R元年度 (基準年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
電気使用による排出量		381,315	479,737	559,520	517,115	437,572	449,449	
燃料使用 による 排出量	ガソリン	170,991	149,568	149,379	169,854	172,972	185,095	
	軽油	82,798	82,723	78,254	74,870	80,219	79,769	
	LPG	22,298	24,117	24,803	21,973	21,018	20,809	
	灯油	352,012	336,162	319,837	323,719	330,411	362,702	
自動車 走行 による 排出量	ガソリン	普通・小型 乗用車	506	398	352	344	336	349
		小型貨物車	0	0	0	0	0	0
		特殊用途車	3,321	2,927	3,027	3,429	3,512	3,691
		バス	55	31	30	43	56	60
	軽油	特殊用途車	570	548	517	536	556	549
温室効果ガス 総排出量		1,013,866	1,076,211	1,175,719	1,111,883	1,046,682	1,102,473	
削減率（基準年度比）		-	+6.1%	+16.0%	+9.7%	+3.2%	+8.7%	

表 1 のとおり、基準年度（R 元年度）と比較して、その後の各年度はいずれも温室効果ガス排出量が増加しており、特に R3 年度は基準年度比 + 16.0% と最も高い増加となりました。

2 - 2 エネルギー使用量等の状況

表 2 エネルギー使用量等の状況

取組項目		令和元年度 (基準年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
電気使用量 (kWh)		1,083,190	1,146,764 (+63,574)	1,321,248 (+238,058)	1,139,794 (+56,604)	1,072,483 (△107,074)	1,101,593 (+18,403)
燃 料 使 用 量	ガソリン(ℓ)	73,651	64,423 (△9,228)	64,342 (△9,309)	73,161 (△490)	74,504 (+853)	79,726 (+6,075)
	軽油(ℓ)	32,031	32,002 (△29)	30,273 (△1,758)	28,964 (△3,067)	31,033 (△998)	30,859 (△1,172)
	LPG(m ³)	3,411	3,689 (+278)	3,794 (+383)	3,347 (△64)	10,224 (+6,813)	3,183 (△228)
	灯油(ℓ)	141,400	135,033 (△6,367)	128,476 (△12,924)	130,035 (△11,365)	132,723 (△8,677)	145,694 (+4,294)

※括弧内の数字は基準年度比です。

表 2 のとおり、電気使用量は基準年度と比較して令和 3 年度に大きく増加しており、これは新型コロナウイルス感染拡大防止のための職員の分散勤務により、冷暖房機器等の使用頻度が増えたことが主な要因です。

燃料使用量については、軽油および灯油は概ね減少傾向にあるものの、令和 6 年度には灯油使用量が増加しており、これは斎場における火葬件数が 3,000 件を超えたことが影響しています。

一方で、ガソリンの使用量には消防車両や救急車両、霊きゅう自動車が含まれており、電気使用量には消防庁舎をはじめ、通夜や告別式を行う斎場も含まれているため、職員の努力だけでは削減が難しい状況です。

引き続き、消防車両や救急車両以外の公用車両の運転時にはエコドライブに努め、業務や健康上支障のない範囲で不要な照明の部分消灯を図るなど、使用量の削減に努めてまいります。

3. 削減目標

3-1 温室効果ガス排出削減目標

	R6 年度 (基準年度)	目 標	第 4 次期間 削減目標
排出量 (kg-CO ₂ /年)	1,102,473	基準年度比 △3%以上削減	1,069,399

本計画の第 4 次期間では、表 1 及び表 2 の結果を勘案し、基準年度（令和 6 年度）比で令和 12 年度までに 3%以上削減を目指します。

3-2 エネルギー使用量等の削減目標

上記の削減目標を達成するため、引き続き電気及びガソリン等の使用量の削減に努めます。

表3 エネルギー使用量等の削減目標

所属	取組項目		R6年度 (基準年度)	R12年度 目標	削減率
消防	電気使用量 (kWh)		687,561	666,934	約3%
	燃料	ガソリン (ℓ)	78,802	76,438	
		軽油 (ℓ)	30,859	29,933	
		LPG (m ³)	3,171	3,076	
		灯油 (ℓ)	0	0	
事務局	燃料	ガソリン (ℓ)	739	717	約3%
斎場	電気使用量 (kWh)		414,032	401,611	約3%
	燃料	ガソリン (ℓ)	185	179	
		LPG (m ³)	12	12	
		灯油 (ℓ)	145,694	141,323	

4. 具体的な取り組み

4-1 取り組み方針

温室効果ガスの排出抑制を図るため、具体的な取り組み内容は以下のとおりです。

表4 温室効果ガス排出抑制の取り組み内容

取り組み項目		具体的な取り組み
電気使用量の削減	冷暖房機器	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房時はブラインド等で遮光し、暖房時は自然光を積極的に取り入れ、機器の効率を上げる。 ・会議室の冷暖房は、会議等の開始時刻から使用する。 ・冷房の適正管理に伴う措置として、夏季におけるネクタイ及び上着の着用を不要とする軽装を実施する。 ・エアコンのフィルター等をこまめに清掃する。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みや勤務時間外には不必要な照明を消灯する。 ・会議室、給湯室、トイレ等は使用時のみ点灯する。 ・庁舎等には、計画的にLED照明導入のための改修をする。
	ノー残業デー	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日をノー残業デーとし、徹底を図る。
	OA 機器	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間使用しない場合は主電源を切り、使用にあたっては省電力機能を有効活用する。 ・昼休みや勤務時間外にはパソコンの使用を控え、省エネモードへ移行または電源を切る。
	再生可能エネルギー設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー設備並びに再生可能エネルギー設備に付随する蓄電池、自営線、熱導管及びEMS等を整備していく。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画に定めるZEB基準相当に適合させるための改修、ZEB基準相当に適合する施設の新築、増築若しくは改修または省エネルギー基準に適合させるための改修を進めていく。 <p>具体的な設備については以下の設備とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空気調和設備その他の機械換気設備 ● 照明設備 ● 給湯設備 ● 昇降機

		<ul style="list-style-type: none"> ●太陽発電設備 ●コージェネレーション設備 ●BEMS
リサイクルの推進 ごみ排出量の削減	紙ごみの減量 とリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー、両面印刷等を徹底する。 ・印刷ミスを防ぐため、プレビューでの確認を徹底する。 ・会議資料は簡素化を図り、印刷は必要最小限の部数に留める。 ・電子メール等を活用し、ペーパーレス化を図る。 ・ミスコピー用紙をメモ用紙等に再利用する。
燃料使用量の削減	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の際は積極的に公共交通機関等を活用し、公用車の使用を控える。 ・公用車を使用する際は、相乗りや効率的なルート設定に努める。 ・ unnecessary 荷物を積まないよう徹底する。 ・急発進、急加速を避け、エコドライブに努める。 ・公用車に燃費効率の良いハイブリット自動車などへの移行を検討する。 ・電動車の導入及び主として公用車に充電を行うための充電設備の整備を検討する。

5. 計画の推進と進行管理

5-1 推進体制

本組合における地球温暖化対策実行計画は、以下(図1)の体制で温暖化防止の取り組みの把握と点検を行います。

各所属の職員は、推進本部と連携しながら積極的に温室効果ガス削減への取り組みを実践し、改善策の検討・提案等について協力します。

全体の取り組みを総括する推進本部は、事務局と消防本部の推進責任者とし、実行計画の進行管理を行い、事務局において各所属の取り組みを推進する上での事務を担当します。

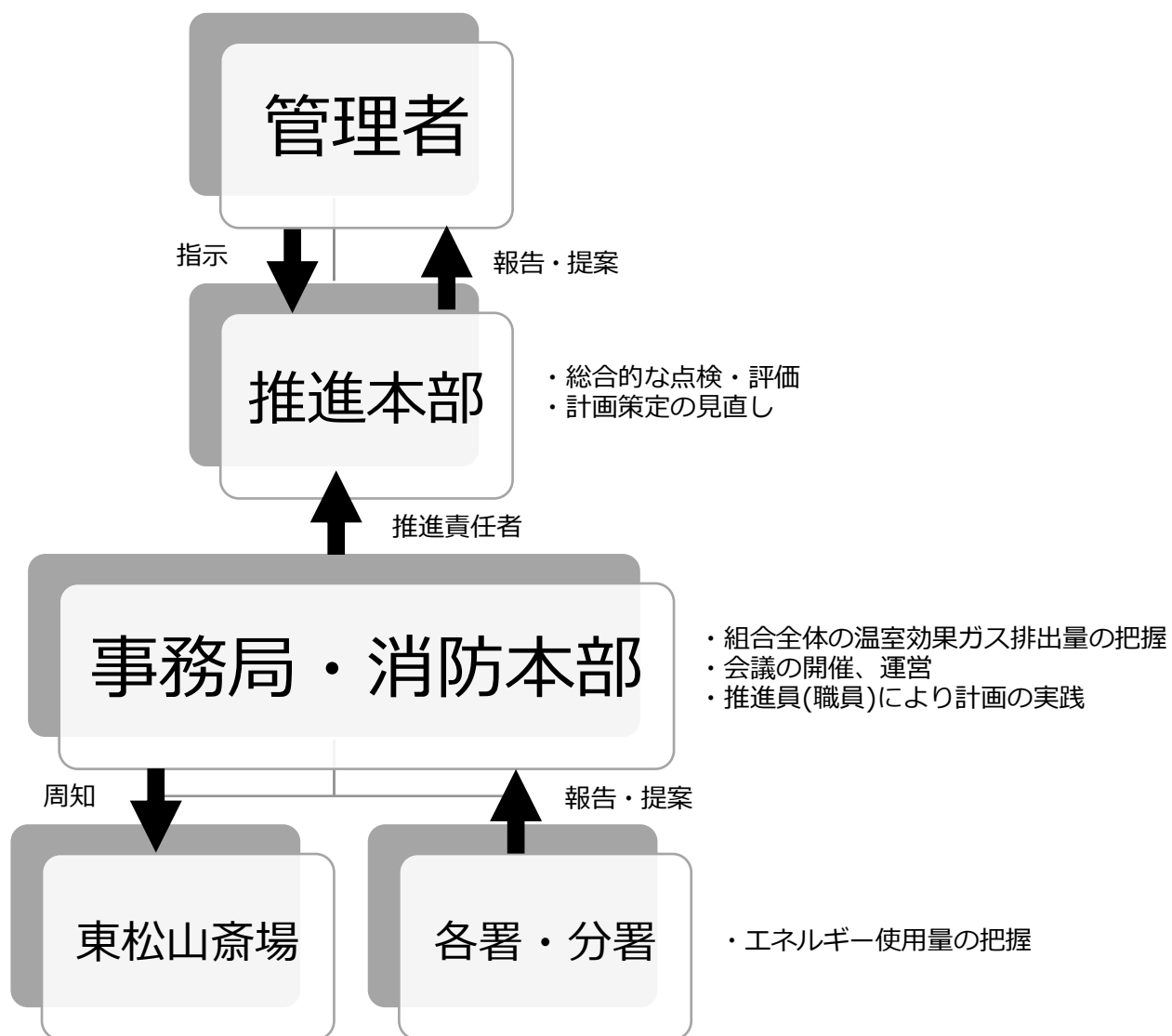


図1 推進体制

5 - 2 計画の推進・点検及び実施状況の公表

- ・ 本計画は、PDCA サイクルに基づいて推進する。
- ・ 毎年、エネルギー使用量を集計し、温室効果ガス排出量を算定する。
- ・ 前年度との比較を行い、取り組みの効果を点検する。
- ・ 実行計画に基づく措置の実施状況を、年 1 回公表する。
- ・ 点検結果の公表により、職員が状況を把握し、環境保全への積極的な取り組み促進が期待される。

